

長 建 協 発 第 5 9 9 号
平 成 2 6 年 3 月 3 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

現場代理人の取扱いについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

記

☆対 象 長崎県が発注する工事

☆適用日 平成26年4月1日以降に適用する。